

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月30日付2広第2611号で行った個人情報利用不停止決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の利用不停止決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「情報公開審査会答申第204号（公表分）のうち、請求人が住民監査請求者であったことが判る部分」（個人情報利用停止請求書原文ママ）である。

#### (2) 利用停止請求の趣旨及び理由

##### ア 適法でないと思料する個人情報の取り扱い

(ア) 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第3条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して収集された。

(イ) 条例第5条第1項又は第2項の規定に違反して利用されている。

(ウ) 条例第5条第1項、第2項又は第4項の規定に違反して提供されている。

##### イ 求める措置

(ア) ア(ア)及び(イ)については、利用の停止

(イ) ア(ウ)については、提供の停止

##### ウ 理由

情報漏えいに当るから。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「実施機関が行った本件決定を取り消す」との裁決を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年2月11日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により個人情報開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年3月8日付けで、条例第17条第1項の規定により個人情報開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ウ 審査請求人は、令和3年3月12日付けで、実施機関に対し、条例第35条第1項の規定により個人情報利用停止請求を行った。
- エ 実施機関は、令和3年3月30日付けで、条例第37条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- オ 審査請求人は、令和3年4月18日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。
- カ 実施機関は、令和3年7月21日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

##### (1) 県ホームページへ答申を掲載していることについて

実施機関が県のホームページ上で公開している「福岡県情報公開審査会答申第204号（以下「答申第204号（公表分）」という。）」には、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」の文言が使用されている。

県内市町村のホームページにて公表されている各市町村への住民監査請求の結果を見ると、公園の便所に福祉型便房が設置されていないことに対する福祉のまちづくり条例違反を訴えたものは、審査請求人が〇〇市に対して行った住民監査請求のみであり、また、〇〇市のホームページには、当該住民監査請求の結果と併せて住民監査請求人である審査請求人の氏名が掲載されている。

また、上記のような「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」の文言をインターネット上で検索をすると、〇〇市のホームページ上に公表されている住民監査請求の結果がヒットすることから、当該住民監査請求の結果と併せて公表されている審査請求人の氏名は、誰もが容易にアクセスできる状態である。条例第2条第1項第1号には、個人情報の定義として「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」と規定されていることからしても、答申第204号（公表分）には、審査請求人の個人情報が含まれていることが明らかである。

したがって、実施機関は県のホームページへ答申第204号（公表分）を掲載することにより、審査請求人が住民監査請求を行ったという情報を公表していることになり、条例に違反している。

##### (2) 本件個人情報の収集経緯について

本件個人情報は、審査請求人が以前〇〇市へ住民監査請求を行ったことに関する情報であるが、そもそも実施機関は、本件個人情報を審査請求人本人から取得しておらず、平成29年に実施機関（福祉労働部障がい福祉課）の

職員が、〇〇市職員と協議を行った際に、〇〇市職員から聞いたことによつて不正に取得したものである。

実施機関は、本件個人情報の収集経緯について「実施機関が福岡県情報公開審査会宛てに提出した諮問書一式に添付された、あなたが提出した審査請求書から収集したものです」と説明しているが、実施機関は上記のとおり本件個人情報を〇〇市職員から取得しているのであり、実施機関の主張は嘘である。

## 5 実施機関の説明要旨

### (1) 答申第204号（公表分）に審査請求人の個人情報が含まれるかについて

実施機関は、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が決定した①福岡県情報公開審査会答申第204号（以下「答申第204号」という。）のうち、審査請求人の個人情報に該当する部分を記号に置き換えた、②答申第204号（公表分）を福岡県ホームページ上で公表している。

②答申第204号（公表分）は、①答申第204号を加工して作成されたものである。審査会が行った答申は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第31条に基づき、その写しを審査請求人に送付することとされていることを考慮すると、既に本人に送付している①答申204号の写しと福岡県ホームページ上で公表されている②答申第204号（公表分）を照合することにより、その内容が審査請求人に関する情報であると識別することができることとなるから、答申第204号全体を審査請求人に係る個人情報として、対応しているものである。

### (2) 利用停止事由の不存在について

ア 実施機関が本件個人情報を収集したのは、審査請求人から答申第204号に係る審査請求の際に提出された審査請求書、審査請求に係る対象公文書及び〇〇市の住民監査請求結果に係る文書の提出を受けたことによるものである。

そして審査会は、審査請求について諮問を受けたため、答申第204号に係る実施機関（福祉労働部障がい福祉課）から、審議及び答申を行うのに必要な関係資料として審査請求書等と共に本件個人情報を収集した。これらは、審査請求に係る事務の目的の範囲内のものであり、かつ法令に基づくものである。

さらに、審査会が①答申第204号の写しを審査請求人に送付するとともに、②答申第204号（公表分）を公表したのは、情報公開条例第31条の規定に基づくものであり、これも当然に事務の目的の範囲内のもので

ある。

したがって、実施機関における本件個人情報の収集並びに利用及び提供は、条例第3条第1項及び第4項並びに第5条第1項、第2項及び第4項に違反するものではない。

イ また、本件個人情報は、条例第3条第3項の規定により収集が制限されている情報ではないし、条例34条第1項各号に定めるその他の利用停止事由もない。

ウ よって、本件決定は適法である。

## 6 審議会の判断

### (1) 福岡県情報公開審査会について

情報公開条例第20条第1項の規定により、公文書の開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、原則、審査会に諮問しなければならないとされており、同項の規定による諮問に応じて答申すること等が審査会の所掌事務とされている。

諮問実施機関からの諮問に際しては、審査請求人から提出された審査請求書を含む諮問書類が、審査会に提出される。また、情報公開条例第25条第4項の規定により、諮問実施機関等に対して、審査会の調査権限として、資料の提出等を求めることができるとされている。審査会は、これらの規定により、答申を行う上で必要な審理関係書類の収集を行っている。

なお、審査会は、実施機関からの諮問に応じて答申をしたときは、情報公開条例第31条の規定により、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容の公表を行っている。答申の内容の公表にあたって、個人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分については、当該部分を除いたものを公表している。

### (2) 個人情報利用停止請求について

条例第34条第1項は、何人も、自己の個人情報について、条例第3条第1項、第3項又は第4項に違反する収集、若しくは条例第5条第1項、第2項又は第4項に違反する利用又は提供があると思料されるときは、実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止を請求することができることを定めている。

実施機関は本件個人情報の収集、利用又は提供について、条例の規定に違反する取扱いはない旨説明しているところ、条例第34条第1項各号に規定する利用停止事由の有無について、以下検討する。なお、本件個人情報は、

特定個人情報ではないため、条例第34条第1項第1号ハ及びニの該当性の検討は行わない。

### (3) 条例第3条第1項、第3項、第4項該当性について

#### ア 条例第3条第1項、第3項、第4項の趣旨

条例第3条は、実施機関が個人情報を収集できる範囲、方法等の制限を規定し、誤った個人情報や事務の執行に当たって不必要な個人情報の収集を防止し、個人情報の取扱いの適正を図るための規定である。

条例第3条第1項は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならないことを規定している。同条第3項は、原則収集してはならない個人情報を規定している。同条第4項は、個人情報の収集は原則本人から行わなければならないと規定している。

条例第3条に違反して収集された場合とは、いったん特定された事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が収集されたとき、思想、信条、宗教など条例第3条第3項各号に定められた事項に関する個人情報が、所定の例外事項に該当しないにもかかわらず収集されたとき、所定の例外事項に該当しないにもかかわらず、本人以外のものから個人情報が収集されたときなどが該当する。

#### イ 条例第3条第1項、第3項、第4項該当性の判断

審査会は、情報公開条例第20条第1項の規定に基づく諮問実施機関からの諮問に応じて答申することを所掌事務としており、諮問実施機関が審査会へ諮問する際は、審査請求人から提出された審査請求書を含む諮問書類を提出することとされている。また、審査会は、情報公開条例第25条第4項の規定により、諮問実施機関等に対して資料の提出等を求めることができることとされており、答申を行う上で必要な審理関係書類を収集する権限を有している。

本件個人情報は、情報公開条例第20条第1項の規定により、諮問実施機関が審査会に提出した諮問書類から収集されたものである。これは、審査会が、情報公開条例第20条第1項の規定による諮問実施機関からの諮問に応じて答申するという所掌事務を行う上で、当然行われる個人情報の収集であり、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により本件個人情報を収集したものと認められる。

また、当審議会で確認したところ、本件個人情報は、条例第3条第3項各号に規定する、収集が原則禁止される個人情報に該当しないものと認められる。

したがって、実施機関による本件個人情報の収集は、条例第3条第1項、第3項又は第4項に違反するものではない。

#### (4) 条例第5条第1項、第2項、第4項該当性について

##### ア 条例第5条第1項、第2項、第4項の趣旨

条例第5条第1項は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を利用し又は提供してはならないことを規定している。同条第2項は、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、目的外に個人情報を利用し、又は提供することができることを規定している。同条第4項は、原則、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならないことを規定している。なお、オンライン結合により、個人情報を提供する場合には、インターネットのホームページにより個人情報を提供する場合が含まれている。

条例第5条に違反して利用、又は提供された場合とは、所定の例外事項に該当しないにもかかわらず、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を利用し、又は提供している場合、所定の例外事項に該当しないにもかかわらず、オンライン結合により個人情報を提供している場合などが該当する。

##### イ 条例第5条第1項、第2項、第4項該当性の判断

審査会は、情報公開条例第20条第1項の規定による諮問実施機関からの諮問に応じて答申することを所掌事務としており、当該事務の目的を達成するために諮問実施機関等から提出を受けた審理関係書類を利用する必要がある。また、諮問実施機関に対して答申を行ったときは、情報公開条例第31条の規定に基づき、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表することとしている。

本件個人情報に係る審査請求についても、審査会は、諮問実施機関からの諮問に対して、調査及び審議を行った上で、答申第204号として答申を行い、審査請求人にその写しを送付するとともに、その内容を公表している。当該審査の過程において、本件個人情報が含まれる審査請求書等を利用すること、審査請求人に答申の写しを提供することは、審査会が、情報公開条例第20条第1項の規定による諮問実施機関からの諮問に応じて答申するという所掌事務を行う上で、当然行われる個人情報の利用及び提供であり、事務の目的を達成するために必要な範囲内のものと認められる。

また、審査会は、情報公開条例第31条の規定に基づき、実施機関のホームページに答申の内容を公表するにあたって、個人の氏名等、一般

に公表することが適当ではない部分については、当該部分を除いたものを公表することとしている。

当審議会で確認したところ、答申第204号（公表分）は、答申第204号のうち、公表することが適当ではない部分を除いて、その内容が公表されていることが確認された。

なお、審査会の答申は、諮問機関としての説明責任の観点から公にされるべきものであることから、その内容が公表されていると解されるものである。

これらのことから、実施機関の行った答申第204号（公表分）の公表は、条例第5条4項に規定する、公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合に違反するものとは認められない。

したがって、実施機関による本件個人情報の利用及び提供は、条例第5条第1項、第2項又は第4項に違反するものではない。

#### **(5) 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。